

就農チャンスが広がります

農地取得の下限面積を 引き下げました!!

竹田市農業委員会では、農業振興地域内の農用地を含む農地取得の下限面積は40アールですが、下記のとおり特定の条件を満たす農地の下限面積を引き下げました。

1. 農業振興地域内の農用地に含まれない農地

..... 3アール

2. 空き家バンクに登録した空き家に付随した農地で農業委員会の指定を受けた農地

..... 0.01アール

※「空き家バンク」に登録している空き家に付随する農地については、1筆ごとに農業委員会の指定を受ける必要があります。（「空き家に付随した農地の指定申請書」を提出）

◎農業振興地域内の農用地に含まれない農地の下限面積を10アールから3アールに変更しました。（令和2年11月1日から適用）

◎空き家バンクに登録した空き家に付随した農地で農業委員会の指定を受けた農地の下限面積を1アールから0.01アールに変更しました。（平成31年4月1日から適用）

農地指定手続きの流れ

- ① 空き家バンクに登録。
- ↓
- ② 農地の売人(貸人)が「空き家に付随した農地の指定申請書」を農業委員会に提出
(毎月20日前後締切)
- ↓
- ③ 翌月の農業委員会総会で、適当な農地であるか判断する。(適当と認めた場合は公示)
- ↓
- ④ 農地所有者へ判断結果を通知。
- ↓
- ⑤ 農地の売人(貸人)と譲受(借受)人両名で農地法3条許可申請※手続きをする。
(毎月20日前後締切)
- ↓
- ⑥ 翌月の農業委員会総会で、審議する。(適当と認めた場合は許可)

※農地法3条の許可を受けるためには下記すべての要件を満たすことが必要です。

- ・耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること。
- ・農地のすべてを効率的に耕作すること。
- ・申請者または世帯員が農作業に常時従事すること。
- ・申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。

【問い合わせ先】

竹田市農業委員会事務局

電話 0974-63-4815